そうごうふくしぶかい だい かい 総 合 福 祉 部 会 第 15 回	
H23.6.23	しりょう 資 料 1 4

- にちじ へいせい ねん がつ にち ひ 1. 日時:平 成 23 年 5 月 3 1 日(火) 1 3:45~17:00
- ばしょ こうせいろうどうしょうていそうむね かいこうどう 2. 場所:厚生労働省低層棟2階講堂
- しゅっせきしゃ 3. 出席者

まついざちょう こまむらふくざちょう かつまたいいん くらたいいん こんどういいん さいとういいん しんたにいいん 松井座長、駒村副座長、勝又委員、倉田委員、近藤委員、斎藤委員、新谷委員、 たけしたいいん 竹 下 委員、

ますだいいん増田委員

Lゅうろうごうどうさぎょうち — むほうこくあん 就 労 合 同 作 業 チーム報 告 案について

はじめに

^{もんだいにんしき} 問 題 認 識 について

- もんだいにんしき しつもん しょうがいしゃこようしゃすう へ こょう ふ 〇 問 題 認 識 について 質 問 がある。 障 害 者 雇 用 者 数 が減っているが、雇用は増えていると せつめい にんいか きぎょう こようしゃ への説明があった。 5.6 人以下の企業で雇用者が減っているということか。それだけで5.7 人 がんしょう せつめい ちょうさけっか の 減 少 を 説 明 できるのか。 調 査 結果はあるのか。
- いっぱんしゅうろう へ 〇一般就労が減っているという調査データを共有したい。

ざちょう こうろうしょう じったいちょうさけっか ちょうさけっか こうろうしょう (座長)厚労省の実態調査結果ではそうなっている。この調査結果は、厚労省の ほーむペーじ こうひょう ホームページで公表されている。

- しゅうろうごうどうさぎょうち ー む けつろん せつめい 就 労 合 同 作 業 チームの 結 論 とその 説 明
- しょうがいしゃきほんほうかいせい 障害者基本法改正について
- ざちょう しょうがいしゃきほんほうかいせいあん ちーむ ていあん はんえい 〇(座 長) 障 害 者 基本法 改 正 案については、チームで 提 案 したことがほとんど 反 映 さ こんどういいん ちいき ちいきしゃかい か いけん おお ちが れていない。近藤委員から「地域」を「地域社会」に変えたという意見があったが、大きな違 かんが いはないと^{*}考えている。
- しょうがいしゃきほんほうあん じょう こう ちいき さぎょうかつどう ば しょうきぼさぎょうじょ さ 〇 障 害 者 基本 法 案 18条 3 項 の「地域における 作 業 活 動 の場」は小 規 模 作 業 所 を指 き ちいきしゃかい ふくしてきしゅうろう ふく さぎょうかつどう ば かく すと聞いているが、「地域 社 会」となったことで福祉的 就 労 を 含 め「作 業 活 動 の場」の 格 が上がったと 認 識 している。
- しょうがいしゃきほんほうかいせいあん しゅうろうごうどうさぎょう ちーむ ぎろん はんえい ふまん 〇 障 害 者 基本法 改 正 案に就 労 合 同 作 業 チームの議論は反 映 されていない。不満を ひょうめい いみ こま はんえい ないよう きさい ひつよう げんあん 表明する意味でも、細かく反映された内容を記載する必要はなく、原案でよい。

- そうごうふくしほう かしょう なか ふくしてきしゅうろう いちづ 2. 総合福祉法(仮称)の中に福祉的就労をどう位置付けるか
- きゅうしょうがいしゃふくしほう ほうりつ ひょうき しょうがいしゃこようそくしんほう 〇「旧障害者福祉法」という法律はないが、この表記でよいか。「障害者雇用促進法 ろうどうほうき こんかん ろうどうもとじゅんほう などの労働法規」とあるが、労働法規の根幹は労働基準法なので「労働基準法などの労働法規」にすべき。
- $^{\circ}$ $^{\circ}$
- ふくしてきしゅうろう ば ばら ひと ろうどうほう てきょう そうきじつげん きわ こんなん 〇「(福祉的就労の場で働く人に労働法を適用することの)早期実現が極めて困難」 ねんだい い ふくしてきしゅうろう かた ぬほん みなおとあるが、1980年代から言ってきていることであり、福祉的就労のあり方を抜本から見直すひつよう 必要がある。
- つ現に20万人が福祉的就労を利用しており、その8~9割が1.2~1.5万円の工賃 はんじつ おも ろうどうしゃせい そな はたら ば せいび という現実は重い。労働者性を備えた働く場を整備するとともに、そこから漏れる人が喜びをもって働く場も位置づけるべきだ。施設入所支援で働く人、約2万人が、施設入所をしながら働き続けられるようにするべきだ。自立支援法では施設入所支援と就労継続したがいる働きないため、平成24年4月以降は施設から追い出されてしまう。
- じりつしえんほう みなお ちーむ じりつしえんほう えんめい はか Oここは自立支援法を見直すためのチームではないので、自立支援法の延命を図るようなこい とを入れるべきでない。
- じりつしえんほう えんめい もの ろうどうけん ほしょう はたら むり 〇自立支援法の延命ではない。すべての者が労働権を保障されて働くのは無理で、でんまーくとう ふくしてきしゅうろう がいとう もの にほん ふくしてきしゅうろう なデンマーク等でも福祉的就労に該当する者はいる。日本だけ福祉的就労を無くすのはむり無理だ。
- ○チームとしては3つの考え方を挙げている。『(1)「社会支援雇用の場」(雇用型・支援にようがた をぎょう かつどうしえん で産用型)、「作業・活動支援の場」(作業支援事業・活動支援事業)、「雇用訓練・でいたとしえんじぎょう かつどうしえんじぎょう かつどうしえんじぎょう たいしん で乗り は近藤 委員より、『(2)社会的企業および社会支援雇用。 しゃかいてききぎょう しゃかいてききぎょう しゃかいてききぎょう しゃかいてききぎょう しゃかいてききばいじん にゅかいてきじぎょうしょ しょうがいしゃいがい しゃかいてきはいじん は倉田委員及び増田委員、『(3)社会的事業所~①障害者を対象とした「雇用型」、③雇用 なんとしていてはる 大いしょう とした「雇用型」、③雇用 ない ない で作業 とした「 英國型」、②主として 障害者を対象とした「雇用型」、③雇用 かんけい 関係のない「作業型」の3類型』は斎藤委員の意見だ。この中で作業チームとしてどれ にぼるという議論はしていないのが、おおまかな方向性についてはコンセンサスが必要だ。 いちばんじゅうよう ぶぶん にまうこうかい しばるという議論はしていないのが、おおまかな方向性についてはコンセンサスが必要だ。 で、 いちばんじゅうよう ぶぶん で、この記載が曖昧では6か月もなに を30人 にできるん になったすう ふくしてきしゅうろう はたら もの を議論していたかということになる。現実には多数の福祉的就労で働く者をすぐに

がいしょう あき ないのは 明 らかで、それを踏まえて、 新 たな 法 律 でどのように制度化するのか書く ひっょう 必 要 がある。

でいるくていびていせんた せいかつけいじぎょう として位置づけるというように 提案 したい。 の社会的雇用、社会的事業 所、社会支援雇用は似ている部分もあれば、似て非なる部分もあり、議論では結論は出せないので、やわらかくまとめて書いている座長 案に賛成。モデルじぎょう こんごじっしょうてき けんとう事業 で今後実証的に検討すべきだ。

すいしんかいぎ たと きょういく かん とくべつしえんきょういく いっぱんきょういく わ 〇推進会議では、例えば教育に関しては特別支援教育と一般教育を分けるのではなく、いんくるーしぶ きょういく もくてき ろうどう しょうがいしゃ ろうどう いっぱんろうどう わインクルーシブな教育を目的としている。労働でも障害者の労働と一般労働とを分けて議論していては労働者性を考えられない。推進会議では障害者雇用促進法でどうするのかという議論になるのではないか。

きん ちょうせい おお もんだい ぎろん つ ちんぎんほてん ねんきん 〇年 金 との 調 整 は 大 きな 問 題 で議論が詰まっていない。賃 金 補填をして 年 金 はそのままというのでは、働く意欲がなくなる。企 業 もインセンティブを失うおそれがある。所 得 保 障 とこようたいさく いったい く あ $= \pm 5 i$ $= \pm 5 i$ $= \pm 6 i$

- ざちょう にゅうしょしせつ もんだい ほうこく くわ (座 長) 入 所施設の問題はこの報告には加えたくない。
- にゅうしょしせつ もんだい にっちゅうかつどう ちーむ か 〇入所施設の問題は日中活動チームで書くべき。

- しゅうろうけいじぎょう しゅうぎょう しょうがいしゃ こうちん だとう すいじゅん ひ あ 4. 就 労 系 事 業 で 就 業 する 障 害 者 の 工 賃 を妥当な 水 準 に引き上げるための 適 切 な しごと あんていかくほ 仕事をどのようにして 安 定 確保するか
- ろうどうほうき ぜんめんてきょう かんたん ろうどうほうきてきょう い げんがくとくれい みと 〇 労 働 法規の全 面 適 用 は簡 単 ではい。労 働 法規 適 用 と言いつつ、減 額 特 例 を認 めることにならないか。
- ○身体障害者福祉法25条は特定の社会福祉法人の特定の商品を対象としているが、現在は東京コロニーだけなので、「障害者を雇用する事業所」に拡大すれば変わる。また、身体障害者福祉法のみなので、知的障害、精神障害にも拡大すべき。
 ○既に機能していない規定なので、総合福祉法に代わりの規定を設け、そこで官公需、民需などの規定をすればよい。問題は受け皿を雇用関係を持った事業所に限定するか、るうどうほうできょう しまうかいけいを表しましましたが、カルにようかないが、もの規定をすればよい。問題は受け皿を雇用関係を持った事業所に限定するか、るうどうほうできょう しょうがい またい とり組んでいる共同受注 しゅうろうけいぞくしえんがた じぎょうしょ たいしょう おんだい も と しこうちん あんじゅ おんだい おんだい さら さら こようかんけい も ここうちん がた じぎょうしょ たいしょう さら と ここうちん がた じぎょうしょ たいしょう はしゅうろうけいぞくしえんがた じぎょうしょ ちゅうしん なので、仕事がとれても少し工賃が上がる程度である。
- ざちょう たよう しゅうろうけいじぎょう あんていてき しごと かくほ 〇(座長)「多様な就労系事業に安定的な仕事を確保」としているので雇用でない働く ば ふく 場も含む。
- しゅうろうけいじぎょう しゅうろう しょうがいしゃ りょうしゃふたん もと 5. 就 労 系 事 業 で 就 労 する 障 害 者 に利 用 者 負担を 求 めるか
- できょう りょうりょう はいし しゅうろうけい そうごうふくしほう さーびす O(座 長)利用料の廃止については、就労系だけでなく総合福祉法のサービスすべてと ぎろん しゅうろうけい げんてい いう議論もあるが、ここでは就労系に限定する。
- しゅうろうけい なの りょうりょう ふくしさーびす おうのう 〇就 労 系 と名乗れば 利 用 料 O というのはどうか。福祉サービスがすべて O にならず、 応 能 ふたん こょう しゅうろうけいじぎょう どうれつ こょう ふくし わ 負担ならば、雇用のない 就 労 系 事 業 も 同 列 にすべき。雇用と福祉を分けるべき。
- ふくしてきしゅうろう のこ ちーむ ふくしてきしゅうろう ほうこう ぎろん Oそれは福祉的 就労を残すこととなる。このチームは福祉的就労をなくす方向で議論して しゅうろうけいじぎょう なの じっしつ ともな ひつよう きた。もちろん、就労系事業を名乗るならば実質を伴う必要がある。
- しゅうろうけいじぎょう ろうどうほうき もと じっさい ちゅうかんてき のこ 〇 就 労 系 事 業 が 労 働 法規に 基 づくならばそのとおりだが、実 際 には 中 間 的 なものが 残る。
- しょうがいしゃこようそくしんほう かか じこう 6. 障害者雇用促進法に関わる事項について
- しょうがいしゃこようしさく たいしょう しょうがいしゃ しゅうろう こんなん もと にんてい (2) 障害者雇用施策の対象とする「障害者」について、就労の困難さに基づき認定しく かた する仕組みのあり方について
- ほか さぎょうちーむ にんてい しく ぎろん ひ他の作業 チームでは認定の仕組みへの議論がされており、それとの連続性が必要。
 - こょうりつせいど のうふきんせいど かた (3) 雇用率制度および納付金制度のあり方について
- ぐたいてき しく ひつよう ふ こ か ろうせいしん と あ O 具体的にどういう仕組みが必要かまで踏み込んで書かないと、労政審で取り上げられない。

- しょくば ごうりてきはいりょていきょう かくほ (4) 職場における合理的配慮提供の確保について
- odeti ろうせいしん ほうこう ぎろん ○賛 成 だが、労 政 審 はこの 方 向 で議論しているのか。
- ^{ざちょう} ほうこう ぎろん ○(座長)この方向で議論されてきた。

こんご かだい Ⅲ **今後の**課題について

- あんてい こよう しゅうろう むす ろうどうねんれい しょうがいしゃ てきせつ しゅうぎょう きかい 1. 安定した雇用・就労に結びついていない労働年齢の障害者に適切な就業の機会 かくほ しさく けんとう を確保するための施策についての検討
- もでるじぎょう さんせい しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえんせんた かくだい ふく 〇80か所のモデル事業は賛成だ。障害者就業・生活支援センターの拡大を含め ちょうせいせんた もでるじぎょう くわ調整センターをモデル事業に加えるべきだ。
- みのおし しく せいどか ほ ていあん ひかく 〇箕面市の仕組みを制度化して欲しいという 提 案 をしてきたが、議論の 中 で 他 の 提 案 と比較してどれがよいかを 検 討 した 上 で制度化すべきとの 考 えに 至 った。 賃 金 補填は例示としては 残すべきだ。
- しょうがいしゃこようそくしんほう しょうがいしゃじりつしえんほう しゅうろうしえん かべ 〇 障 害 者 雇用 促 進 法 でも 障 害 者 自立 支 援 法 でも 就 労 支 援 は 壁 にぶつかっており、いろ しっけん ちんぎんほてん ひと ほうほう かね たよ いろ 実 験 できるようにしてほしい。賃 金 補 填も 一 つの 方 法 だがカネがかかるので、これに 頼 ほうほう けんとう らない 方 法 も 検 討 すべき。
- ちんぎんほてん くろーずあっぷ ふけんぜん ちんぎんほてん ひと ほうほう 〇 賃 金 補填だけがクローズアップされるのは不健全だ。賃 金 補填は一つの方 法である。
- みのおし ちんぎんほてん うんえいひほじょとうぜんたい なか しょとくほしょう じつげん 〇箕面市では 賃 金 補填だけではなく、運営 費補助 等 全 体の中で所 得 保 障 を実 現してい ちんぎんほてんいがい しごと かくほ かんこうじゅ みんかん れんけい いろいろ きさい おおはばる。賃 金 補填以外に仕事の確保、官 公 需、民 間との連 携など色 々あるので、記載の 大 幅しゅうせい ひつよう 修 正が必要だ。
- しえん たいしょう じぎょうしょ こじん こよう じぎょうしょ こじん しえん とど O支援の対象は事業所か個人か。雇用のためには事業所ではなく、個人に支援が届けば よい。
- みのおし ことぎょうしゃ しえん こじん しはら じょうけん 〇箕面市は事業者に支援するが、個人に支払うことを条件としている。
- こじん ちんぎんほてん ばあい ねんきん てあて ちが じぎょうしょ こよう ひと 〇個人に賃金補填する場合は年金や手当とどこが違うのか。事業所で雇用されている人 しえん への支援をどうするかと考える必要がある。例えば障害者雇用促進法の介助者の じょせいきん じぎょうしょ じょせい ろうどうしゃ せいきゅうけん みと なん 助成金は事業所への助成であり、労働者の請求権としては認められていない。この点を考えるべき。
- ちんぎんほてん いめーじ ともゆう ひつよう こじん ちょくせつ かんせつ 〇賃金補填のイメージを共有する必要がある。個人に直接するのか、間接にするのか、 りょうほう ちんぎんほてん ないよう せつめい か 両方か。賃金補填の内容について説明で書くべき。
- ふくしこうじょう しゅうろうけいぞくしえん がた ほじょきん こうちん しはら 〇福祉 工 場 と 就 労 継 続 支援 A 型 では補助 金 を 工 賃 として支払ってもよいことになってい
- ざちょう しがけん しゃかいてきじぎょうしょ ほじょきん つか みち じゆう とくちょう おも O (座 長)滋賀県の社会的事業所は補助金の使い道が自由だというのが特徴だと思っ ふくしこうじょうとう ほじょきん こうちん はら ちが ていたが、福祉工場等でも補助金を工賃として払ってよいとなると、違いはどういうことに

なるか。

- かね つか かた ちが しがけん せいど しょくいん りょうしゃ かんけい ○金の使い方は違いはないが、滋賀県の制度では職員と利用者という関係ではないという とくちょう のが特徴。
- AOBL しゃかいてきこよう ちんぎん つか しと O箕面市の社会的雇用では賃金として使うように使途をしばっている。
- げんざい しゅうろうけいぞくしえんじぎょう じんいんはいち りょうしゃ にん たい き 〇現 在の就 労 継 続支援事業では人員配置が利用者 7.5人に対して1人と決められて はいろっとじぎょう さい ふ ひかく いるから、パイロット事業をする際にもこれを踏まえないと比較できない。
- もでるじぎょう げんこうせいど おな どひょう ひかく さまざま もんだい ふ けんしょう 〇モデル事業は現行制度と同じ土俵での比較ではなく、様々な問題を踏まえ検証すること。
- たーげっと 〇賃 金補填をするなら、ターゲットをはっきりさせること。7.5:1等決めないで検討する。 もでるじぎょう ないよう せいげん また、モデル事業なので、内容に制限をつけないこと。
- みのおし しょうがいしゃ ちんぎん しょくいん きゅうよ いちぶ ほてん ほじょきん 〇箕面市は 障 害 者 の 賃 金 の 3 / 4 と 職 員 の 給 与 などの一部を補填しているが、補助 金 そうがく しゅうろうけいぞくしえん がた か ちんぎんほてん がた 数 額 は 就 労 継 続 支援 A 型 と変わらない。賃 金 補填をするために A 型 にはならず、箕面市がぜんがくふたん しがけん がた たか ちんぎん じつげん しょうがいしゃ しょうがい 全 額 負担している。滋賀県では A 型 より 高 い 賃 金 を 実 現 しているが、 障 害 者 と 障 害 の ひと どうすう ない 人 が 同 数 いるのでそれを 実 現 している。
- ぜんじゅつ ちんぎんほてん せいどか しょとくほしょうせいど しょうがいき そねんきん ちょうせい 3. 前 述の賃 金補填を制度化するための所得保障制度(障害基礎年金など)との調整のあり方
- がっていけん 〇(座 長)モラルハザードの意見もあったので、なお書きを追加した。

ちんぎんほてん どうにゅう じぎょうしゃ もらるはざーど お せいさんせい 「なお、賃 金 補填の 導 入 によって事業 者 がモラルハザードを起こすことがないよう、生 産 性 ふかかち たか しょうがいしゃ のうりょくかいはつ ちんぎんほてんがく しゅくしょう や付加価値を高 めるとともに、障害者の能力開発により賃金補填額の縮小、あるいはちんぎんほてん さいていちんぎんいじょう ちんぎん しはら めざ せいどせっけい 賃金補填がなくとも最低賃金以上の賃金を支払うことを目指すような制度設計とするべきだとの意見があった。」

- どういつろうどう しょうがいしゃ かた ちんぎんほてん おお ちんぎん しょくば 〇同 一 労 働 で 障 害 者 の 方 が 賃 金 補 填によって 多 くの 賃 金 をもらったら、これは 職 場 もらるはざーど ちんぎんほてん かんが さい せいかつほご さ ほてん さいちん さ でモラルハザードだ。 賃 金 補 填 を 考 える 際 に、生 活 保護との差を補 填 するのか、最 賃 との差を補 填するのかという 問 題 がある。スタート 時 は 前 者 ではないか。
- しょくば もらるはざーど ちんぎんほてん しょうがいしゃじしん はたら いよく えいきょう 〇職 場のモラルハザードについては、「賃金補填による障害者自身の働く意欲への影響や、とも はたら しょうがい もの いしき へんか けんしょう もでるじぎょう けんしょうじこう あ共に働く、障害のない者の意識の変化などの検証」というモデル事業での検証事項に挙がっている。
- こよう しゃかいてきじぎょうしょ しゃかいしえんこよう へいれつ か 〇社会的雇用、社会的事業所、社会支援雇用は並列で書くべきだ。
- ぜんこくみん しょうがいしゃ けいざいかつどう せいかつじったい あき きそしりょう 4. 全国民のなかでの障害者の経済活動や生活実態を明らかにする基礎資料のせいび 整備

- あら こうてきとうけいちょうさ つく い しょうがいしゃ たいしょう ちょうさ 〇新たな公的統計調査を作れと言うことではない。障害者のみを対象とした調査しか ぜんたい なか じょうきょう けんしょう ないので、全体の中でどのような状況があるかを検証すべき。
- ちょうさ そうごうふくしぶかい と く かんけい ○調 査については総 合 福祉部会で取り組んでいるが、それとは関 係 がないのか。
- かんけい ぜんこくざいたくしょうがいじ ものとうじったいちょうさしこうちょうさ さんぷる ちい せいさく O 関係ない。全国在宅障害児・者等実態調査試行調査はサンプルが小さく政策 ${}^{\sharp SA}$ た 議論に耐えられない。
- ぜんこくしょうひじったいちょうさ しょうがい うむ か もんだい 〇全国消費実態調査などに障害の有無を書かせることに問題はないのか。
- o その聞き 方 だと 障 害 だけでなく怪我も 含 むのか。ハレーションを起こさないために 丁 寧 に書くべき。
- こくせいちょうさ きそん ちょうさこうもく ついか げんざい ちょうさ 〇部会では、国 勢 調 査 では既存の調 査 項 目 の追加ができないから 現 在 の 調 査 になったとき 聞いた。
- こくみんせいかつき そちょうさ かいろうしょう とうけいじょうほうぶ ねん かい ときどき 〇国民生活基礎調査は厚労省の統計情報部でやっているが、3年に1回、その時々せいさく ひつよう ちょうさこうもく いの政策に必要な調査項目を入れられる。
- こうもく ついか 〇 (項 目 を追加できるということを) 部会に提 案 すべきではないか。
- こくみんせいかつき そちょうさ じったい ぜんこくざいたくしょうがいじ ものとうじったい O 国 民 生 活 基礎 調 査 では 実 態 まではわからない。全 国 在 宅 障 害 児・者 等 実 態 f まっきっとこうちょうさ しょうがいしゃ こま ちょうさ 調 査 試行 調 査 は、障 害 者 についてよりきめ 細 かい 調 査 である。
- もでる けんとう てちょうしょじしゃ たいしょう いりょうもでる しょうがいしゃ ちょうさ 〇社会モデルの検討は、手帳所持者を対象とした医療モデルの障害者の調査ではできない。
- しょうがいしゃ こよう しゅうろう ろうどうしさく ふくししさく いったいてき てんかい (5. 障害者の雇用・就労にかかる労働施策と福祉施策を一体的に展開するためのたいせい せいび 体制の整備)
- そうろん ないよう しれべる ちほうこうきょうだんたいれべる かた 〇総論はこの内容でよい。「市レベル」は「地方公共団体レベル」にした方がよい。 ろうどう ふくし いっぽんか そうだんきかん ひつよう げんじつ りょうしゃ わ ふくしてき 〇労働と福祉を一本化した相談機関は必要だが、現実には両者は分かれている。福祉的しゅうろう いっぱんこよう むす ひつよう 就労と一般雇用を結びつけることが必要。
- o (座 長) 方 向 性はそうだ。
- いじょう けんとうかだい ふぉろ じつげんか こんご けんとうたいせい (6.以上の検討課題についてフォローし、実現化をめざすための今後の検討体制づくり) ざちょう こんご けんとうたいせい ろうどうぎょうせい かんけいしゃ いいけん (座長)今後の検討体制に労働行政の関係者も入れるべきとの意見があるが、ぐたいてき 具体的にはどこか。
- は 5 わ く きかん かんが Oハローワークなどの機関を考えている。
- すいしんかいぎ おな くに きかん は ろー わーく はい ちほうじちたい 〇 推 進 会議に 同 じ 国 の機関であるハローワークが 入 るのはどうか。 地方自治体ならわかる。
- くに きかん じむきょく れんけい げんば こえ き ちほうこうきょうだんたい い 〇国の機関は事務局として連携すべき。現場の声を聞くために地方公共団体は入れるべき

- ほか さぎょうちーむ ちょうせい ひつよう じこう (7. 他の作業チームとの調整が必要な事項)
- ぱーそなるあしすたんす にな やくわり はんい ((1)パーソナルアシスタンスが担う役割の範囲について)
- つうきんしえん こようのうふきんせいど じょせいきん そうごうふくしほう ざいげん ちょうせい 〇通 勤支援などは雇用納付金制度にあるが、この助成金と総合福祉法の財源の調整 ひつようが必要となる。
- つとむしえん 〇通勤支援ではないが、例えば現行の移動支援は、あんま、はり・きゅうなどの営業に伴うかいじょ かいじょ か 助はだめとされている。福祉施策と労働施策の統合を議論する中で、職場介助は ごうりてきはいりょ はんいない ろうどうぎょうせい はし ごうりてきはいりょ はんい こ ふくし りょういき 合理的配慮の範囲内なら労働行政の話、合理的配慮の範囲を超えれば福祉の領域と なる。
- げんこう かいじょさーびす かくじゅう ぱーそなるあしすたんす げんてい ひつよう 〇現行の介助サービスを拡充すればよく、パーソナルアシスタンスに限定する必要はない。
- ざいげん ふく いったいてき のうふきん じょせいきん ふくしざいげん せいり い O「財源も含めて一体的に」は、納付金による助成金と福祉財源を整理するの意。
- ごうりてきはいりょ ざいげん かんが かた にとお 〇合理的配慮の財源も考え方は二通りある。

わんすとっぷさーびす せいび ((2) ワンストップサービスの整備について)

- ざちょう せんたく けってい そうだんしえんぷろせす ていどくぶん さぎょうちーむ ちょうせい ひつよう O(座 E) 「選 択と決定・相談支援プロセス(程度区分)」作業チームと調整をする必要がある。
- こようかんけい ろうどうほうき てきよう でいあくていびていせんた きのう ((3)雇用関係がなく、労働法規が適用されないデイアクティビティセンターの機能について)
- いばしょ ていきょう ことば しゃかいさんか かた 〇「居場所の提供」という言葉は、社会参加の方がよいのではないか。
- ちいきかつどうしえんせんた かんけい ちょうせい ひつよう 〇地域活動支援センターとの関係も調整が必要。

ふくしてきしゅうろう (福祉的就労について)

しゅうろうけい ろうどうほうきてきよう せいかつけい ろうどうほうきふてきよう しゅうろうけいぞくしえん がた 〇 就 労 系 が 労 働 法規 適 用、生 活 系 は 労 働 法規 不 適 用とすると、就 労 継 続 支援 B 型 せいかつけい は 生 活 系 という整理になるがそれでよいのか。 現 在 の 就 労 系 は 訓 練 となっているが、 しょうがい ひと とも はたら ば しゅうろうけいぞくしえん がた の 障 害 のある 人 とない 人 が 共 に 働 く場とするべきだ。 就 労 継 続 支援 A 型 が伸びないので、 ちんぎんほてん けんとう はってん はってん ほってん 質 金 補填なども 検 討 しこれを発展 させるべきだ。 就 労 移行支援は 労 働 行 政 の 中 にあるしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえんせん た きょうか はか 障 害 者 就 業・生 活 支援センターの 強 化 を 図 るのがよい。

カーくあくていびてい しゅうろうけい せいかつけい ねだ い ほ ろうどうほうき てきょう 〇ワークアクティビティは 就 労 系 と 生 活 系 の 間 に入れて欲しい。 労 働 法規の 適 用 をいきか かくしゅじょせい さいていちんぎん かくほ ろうどうしゃせい かくほ なり書かず、各 種 助 成 により 最 低 賃 金 を確保し、労 働 者 性 を確保するということにすればよい。

- $\hat{\phi}^{SC}$ してきしゅうろう のこ 〇それでは福祉的就労が残ってしまう。
- 0 かせ ひと ろうどうしゃ まんえん ちが せん ひ 0 ひ 0 り 0
- ろうどうしゃ ろうもとしょ さいちんいはん してき う かだい で O2万円でも労働者とすると、労基署から最賃違反という指摘を受けるという課題が出て くる。
- っただい Oそれは課題ではなく、正 しいことだ。
- ろうどうしさく ふくししさく いったいか の から ぎろん げんざい じぎょうしょ の 労働 施策と福祉施策を一体化するというのは新しい議論なので、現在の事業所をどうするかではなく、あるべき姿を描くべきだ。現実的な折衷案を入れると出発点が下がる。 ろうどう ふくし いったい いったい いったい じったい ひっょう さいちん ほしょう の 労働と福祉を一体にと言うのは簡単だが、その実態が必要だ。最賃を保障するため
- 〇労働と福祉を一体にと言うのは簡単だが、その実態が必要だ。最賃を保障するため ちんぎんほてん はし げんじつ しゅうろうけいぞくしえん がた はら ぜんいん ちんぎんほてん に賃金補填という話だが、現実に就労継続支援B型で働く全員に賃金補填ができる のか。
- ばんじょう の こ ちんぎんほてん さまざま ぎろん 〇 現 状 を乗り越えるために 賃 金 補填だけではなく 様 々 な議論をしている。
- かか (35) いま うんえいひほじょ ほしょう うえ ちんぎんほてん 〇目標を掲げるだけなら苦労しない。 今の運営費補助を保障した上で賃金補填という ていあん こうろうしょう じつげん はなし となるが、それでは厚労省は実現できないという話になるだろう。
- いったいてき こんぜんいったい いんくるーしぶ いみ さんせい O「一体的」は渾然一体ではなく、インクルーシブという意味なら賛成だ。
- ざちょう ほうこくあん しゅうせい きょう ぎろん ふく かんが じぜん ていじ ひつよう しゅうせい 〇(座長)報告案の修正は今日の議論を含めて考える。事前に提示して必要なら修正 けんとう しくする。推進会議のもとでさらに検討する仕組みをつくる。